利用者支援事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

３つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の２つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
○子育て支援に関する情報の収集・提供
○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】
○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
○地域に展開する子育て支援資源の育成
○地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置　※職員は専任が望ましい

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○負担割合　国（２/３）、都道府県（１/６）、市町村（１/６）
※令和３年度より、国庫負担割合を引き上げ（１／３→２／３）

○実施か所数の推移
（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
３０年度	７２０	３７５	１，１８３	２，２７８
元年度	８０５	３８９	１，３３０	２，５２４

○主な補助単価（令和３年度予算案）
※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】

基本型	特定型	母子保健型
7,604千円	3,075千円	14,209千円

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業（新規）
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円	3,194千円

【開設準備経費】改修費等　4,000千円

【令和３年度新規】
- **基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援する。**
- **特定型（保育コンシェルジュ）について、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直す。**
- **母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職（ＳＷ、ＰＳＷ、心理職等）を配置するため、単価を拡充する。**

延長保育事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

１．事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

（１）一般型

標準時間認定：１１時間の開所時間を超えて保育を実施する事業
短時間認定　：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

（２）訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

＜一般的な保育所等（７時から18時まで開所し、後４時間の延長を実施する場合）【標準時間】＞

＜夜間保育所（11時から22時まで開所し、前２時間、後４時間の延長を実施する場合）＞

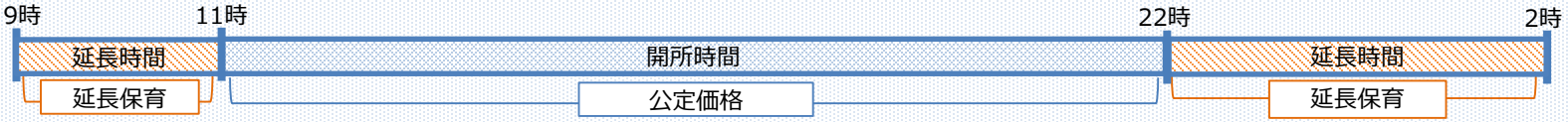

２．実施主体等

実施主体：市町村（特別区含む。）
補 助 率 ：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

＜令和３年度補助基準額（案）＞

※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

①　保育短時間認定（保育所：在籍児童１人当たり年額）

１時間延長：　18,800円
２時間延長：　37,600円
３時間延長：　56,400円

②　保育標準時間認定（保育所：１事業所当たり年額）

３０分延長：　300,000円
１時間延長：1,665,000円（1,893,000円）
２～３時間延長：2,617,000円（2,845,000円）
４～５時間延長：5,491,000円（5,605,000円）
６時間以上延長：6,465,000円

３．事業実績

＜実施か所数＞

平成２８年度：25,087か所（公立7,383か所、私立17,704か所）
平成２９年度：26,936か所（公立7,361か所、私立19,575か所）
平成３０年度：28,476か所（公立7,375か所、私立21,101か所）

＜年間実利用児童数＞

平成２８年度：1,013,200人（公立264,362人、私立748,838人）
平成２９年度：1,062,214人（公立276,477人、私立785,737人）
平成３０年度：1,069,291人（公立264,816人、私立804,475人）

※　厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
※　公立施設については、平成17年度に一般財源化

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和２年７月現在）

○クラブ数　26,625か所
（参考：全国の小学校19,011校）
○支援の単位数　34,577単位
○登録児童数　1,311,008人
○利用できなかった児童数（待機児童数）　15,995人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

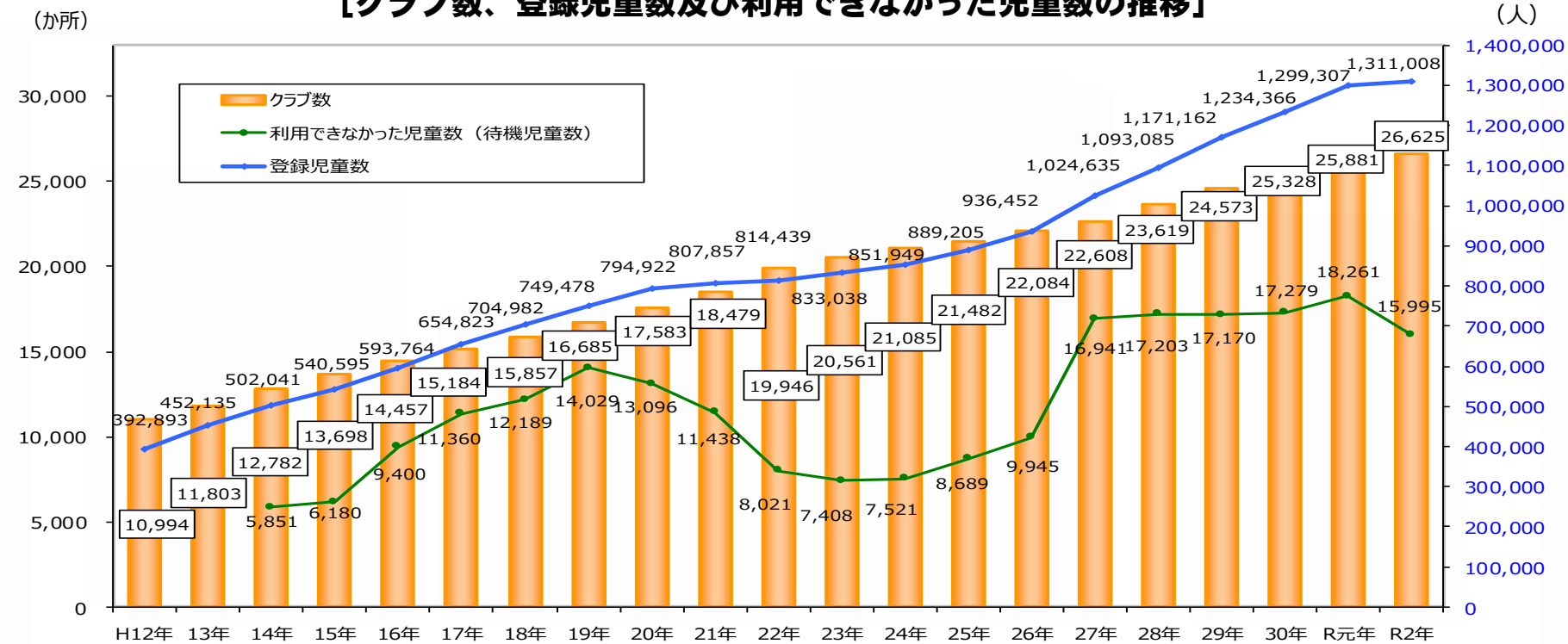

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）　厚生労働省調査

子育て短期支援事業の概要

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

目　的

○　保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則７日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等
- ○　子どもの保護者の疾病
- ○　育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- ○　出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- ○　冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- ○　経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】
- ○　保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）
【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
【補助単価（令和３年度補助基準額（案））】
1 運営費
（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業
　ア ２歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
　イ ２歳以上児　　年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
　ウ 緊急一時保護の母親　　年間延べ日数 × 1,200円（　600円）
　エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　　実施日数×1,860円

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業
　ア 夜間養護事業
　（ア）基本分　　年間延べ日数 ×　900円（　400円）
　（イ）宿泊分　　年間延べ日数 ×　900円（　400円）
　イ 休日預かり事業　　年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）
　ウ居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　　実施日数×1,860円
※（　）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等）　4,000,000円

（実施か所数・各年度実績）

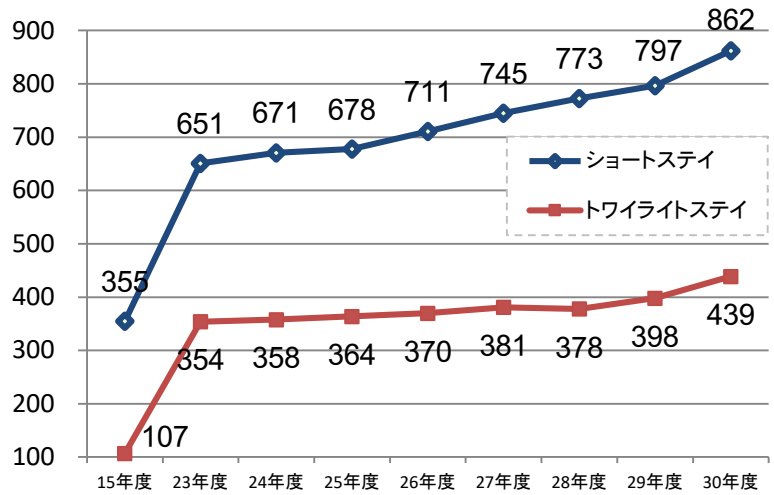

乳児家庭全戸訪問事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

（1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
　① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
　② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
（2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
（3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移

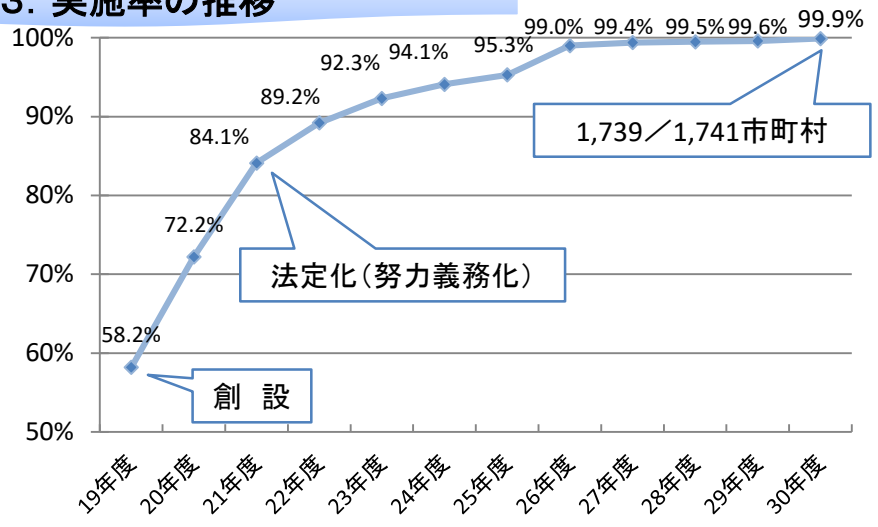

4. 補助単価等（令和3年度予算案）

（1）ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における育児・家事援助、専門的相談支援を実施している市町村
　　8，000円（1訪問あたり）

（2）（1）以外の市町村
　　6，000円（1訪問あたり）

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定　子ども・子育て支援交付金
実施主体：市町村（特別区を含む）
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）　※国、地方ともに消費税財源

養育支援訪問事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

○　養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

（1）乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

（2）不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

○　訪問支援者（事前に研修を実施）

・専門的相談支援･･･保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

・育児・家事援助･･･子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移

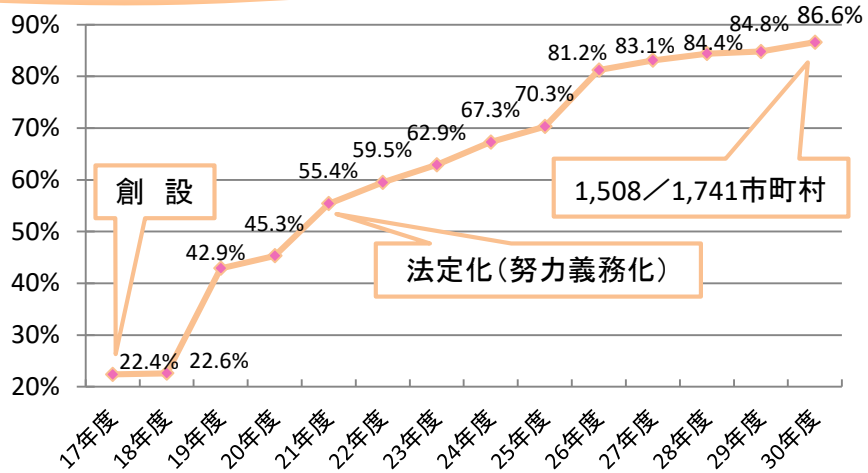

4. 補助単価等（令和3年度予算案）

（1）育児家事援助の実施	6，000円（1訪問あたり）
（2）専門的相談支援の実施	8，000円（1訪問あたり）
（3）分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	10，000円（1訪問あたり）
（4）育児家事援助を民間団体へ委嘱する際に運営に必要な事務費	564，000円（1市町村あたり）

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定　子ども・子育て支援交付金

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）　※国、地方ともに消費税財源

地域子育て支援拠点事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

背　景

・３歳未満児の約６～７割は家庭で子育て
・核家族化、地域のつながりの希薄化
・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
・男性の子育てへの関わりが少ない
・児童数の減少

課　題

・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
・地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○実施か所数の推移（単位：か所数）

27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
6,818	7,063	7,259	7,431	7,578

○負担割合　国（1/3）、都道府県（ 1/3 ）、市町村（1/3）

○主な補助単価（令和3年度予算案）

【基本事業】一般型　8,398千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
連携型　3,006千円（5～7日型の場合）
（注）開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,306千円（基本事業一般型（5日型）で実施した場合）
（注）この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

（令和3年度新規）
育児参加促進講習休日実施加算　400千円
両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う。

【開設準備経費】（1）改修費等　4,000千円
（2）礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

地域子育て支援拠点

○一般型　公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型　児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

４つの基本事業

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

＋

○更なる展開として
・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
・地域に出向き、出張ひろばを開設
・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等

➢ 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供**等を実施**

➢ ＮＰＯなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

一 時 預 か り 事 業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

１．事業概要

○　日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）
補 助 率 ：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）
令和３年度補助基準額（案）（一般型基本分）：１か所あたり年額 **2,676千円～47,880千円**

＜事業類型＞

（１）一般型
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（２）余裕活用型（平成26年度創設）
保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

（３）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）
幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

（４）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）
幼稚園において、保育を必要とする０～２歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

（５）居宅訪問型（平成27年度創設）
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

２．事業実績

＜実施か所数＞

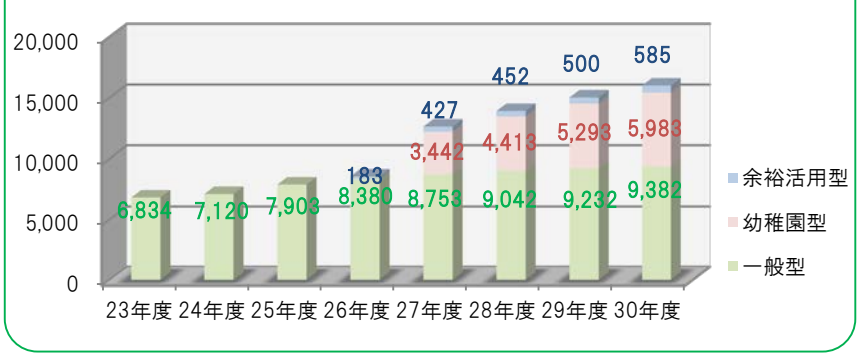

＜延べ利用児童数＞

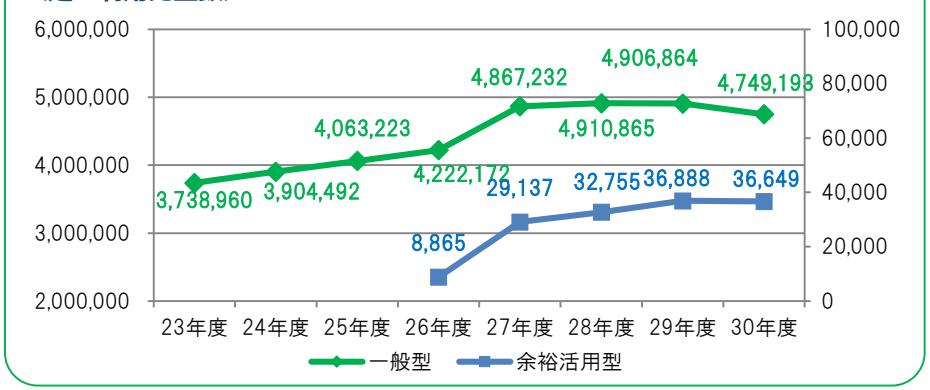

病 児 保 育 事 業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

１．事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

＜事業類型＞

（１）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された　専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（２）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所　入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に　対する相談支援を実施する事業。

（３）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

＜実施主体等＞

実施主体：市町村(特別区を含む。)　補助率：国１/３(都道府県１/３、市町村１/３)

■令和３年度予算案における対応

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

＜補助基準額（案）（病児対応型１か所当たり年額）＞

基本分単価：令和２年度　5,007,000円　→令和３年度案　7,041,000円

加算分単価：（例）200～399人の場合

令和２年度　200～399人単価　4,434,000円

→令和３年度案　200～299人単価　3,000,000円

300～399人単価　4,000,000円

２．実施か所数及び延べ利用児童数

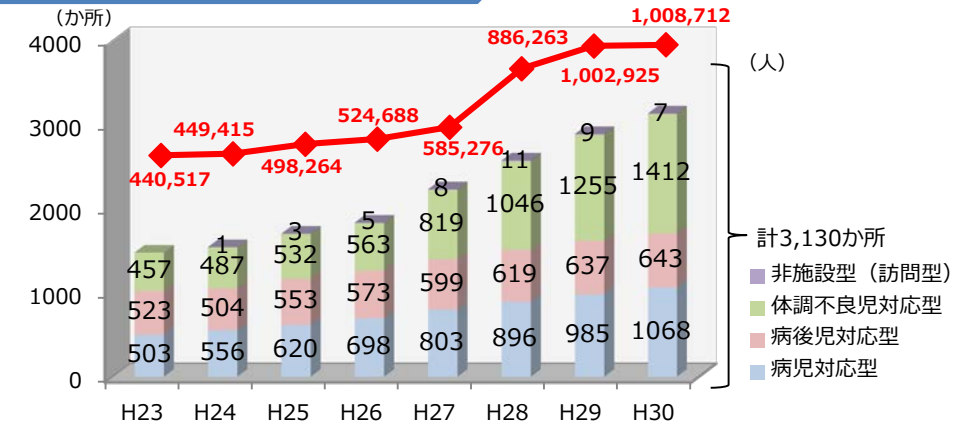

※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

３．実施場所

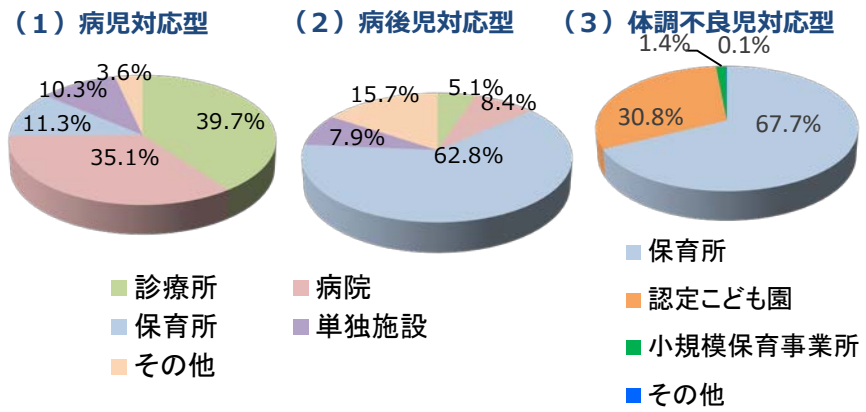

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

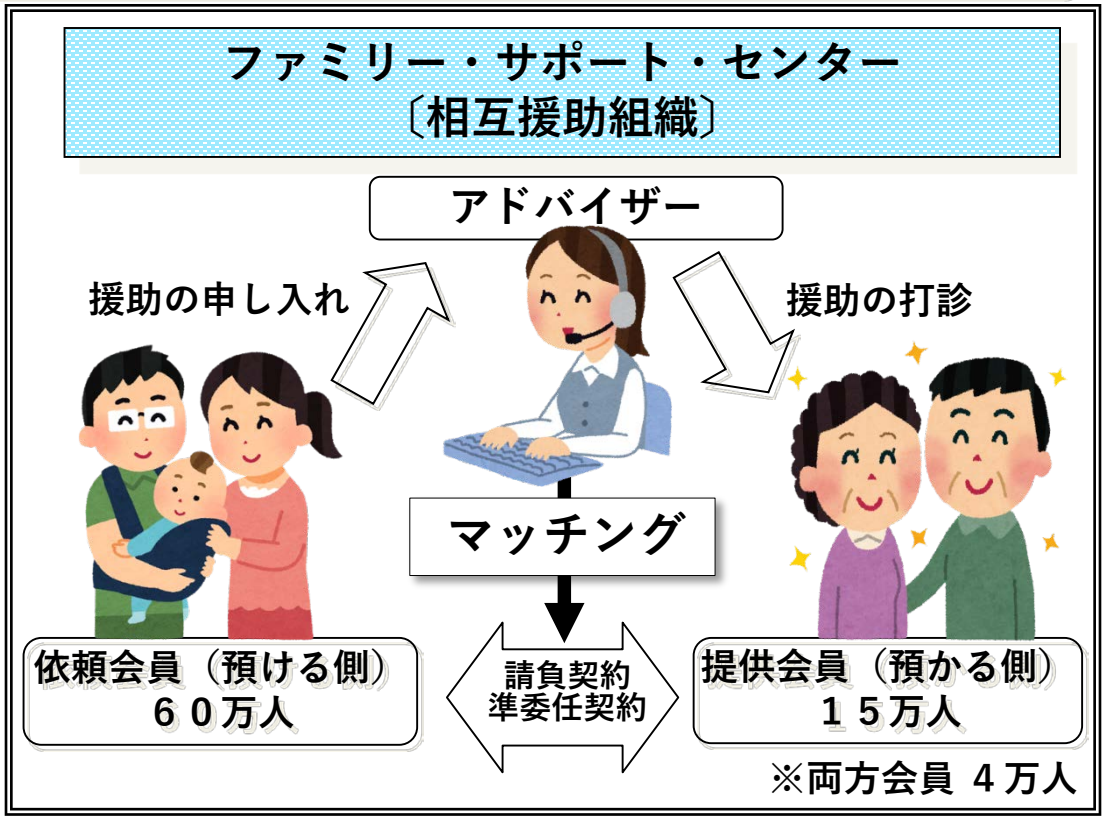

○主な実施要件

- 会員数は２０人以上
- 相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- 子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも５年に１回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- 保育施設等までの送迎
- 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○実施市町村

令和元年度　９３１市町村
平成３０年度　８９０市町村

○負担割合　国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和３年度予算案）

【基本事業】会員数100～299人　2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数　～59件　1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合　500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
【開設準備経費】改修費等　4,000千円　　礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

【令和３年度新規】連携推進加算　1,500千円
提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合に加算を行う。

子ども・子育て支援整備交付金について

令和２年度予算額　１８６億円 → 令和３年度予算案　１９１億円

事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども･子育て支援法における市町村子ども･子育て支援事業計画及び「新･放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施内容等

【実施主体】 市町村（特別区含む） **【補助対象事業者】** 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者　等

【補助率】

（1）放課後児童クラブ整備費

①国：1／3　都道府県、市町村：各1／3
②国：2／9　都道府県、市町村：各2／9　社会福祉法人等：1／3

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

①国：2／3　都道府県、市町村：各1／6
②国：1／2　都道府県、市町村：各1／8　社会福祉法人等：1／4

（2）病児保育施設整備費

①国：1／3　　都道府県、市町村：各1／3
②国：3／10　都道府県、市町村：各3／10　社会福祉法人等：1／10

【令和2年度基準額（創設の場合）】

（1）放課後児童クラブ整備費　28，152千円（単独設置）、56，304千円（放課後子供教室と一体的に実施 等）

（2）病児保育施設整備費　　38，230千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算

※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算